

第 1 2 6 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 1 の 1 2 の項を次のように改める。

1 2 削除	
--------	--

別表第 2 の 2 4 の項を次のように改める。

2 4 削除		
--------	--	--

別表第 2 の 5 4 の項特定個人情報の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。